

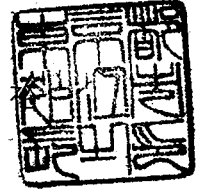


狛建環発第 100037 号
平成 21 年 4 月 21 日

狛江市監査委員

栗山 輝夫 様
道下 勇 様

狛江市長 矢野



平成 20 年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

平成 21 年 1 月 9 日付け狛監委発第 100065 号により、平成 20 年度定期監査の結果に措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 号の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づいて講じた措置

指摘事項等

1 委託契約の発注について（上下水道課・環境管理課）

産業廃棄物処分委託と管渠清掃業務委託・児童遊園保守点検委託と児童遊園遊具設置委託とを、それぞれ契約しており、同一業者が落札している例もあった。委託内容のすみ分け等課題はあると思うが、一連の仕事の流れを把握し、部分発注・一括発注が出来ないか、市全体として考えていくべきである。他市の状況も把握しながら是非検討していただきたい。

講じた措置

契約に関しまして、総務課契約係と検討してまいります。

2 事業ごみ排出指導委託について（清掃課）

委託事業が多岐にわたっているが、見直しを要する時期にある事業もある。その中で「事業ごみ排出指導委託」は、ごみ有料化時に事業化したものであり、現在、有料化が定着し、減量に対する意識も醸成されている。実態を把握分析のうえ、この委託事業が必要なものか、他の委託事業の内容も踏まえ実情にあった歳出を検討していただきたい。

講じた措置

平成 18 年度から実施して 3 年が経過しておりますが、新たな事業所もできることから指導が不要という状況には至っておりません。平成 22 年度に向けて、実態を把握分析し、あり方を考えていきます。

3 市有地売払に伴う歳入確保について（都市整備課）

市有地売払収入は、アクションプラン第 3 次行財政改革推進計画においても、68,000 千円の歳入確保を見込んでいるものであり、平成 20 年 9 月末現在実績はない。手続き中の物件もあると思うが更なる歳入確保のより積極的な取り組みを求めるものである。

講じた措置

認定外道路や供用開始されていない道路が存在していると思われるので、現況調査を実施しています。その後、関係地権者に情報提供し、売払が可

能かどうか検討していきます。

4 道路占用料の管理について（環境管理課）

道路占用料は平成 20 年度予算額 64,981 千円であり、既に 65,566 千円が歳入済である。歳入額の算定については、占用状況により年間数値が変更するため、事業者からの数値に基づき歳入としているとのことであったが、主管課の事務処理体制として PC 等による歳入のチェック方法等を検討し、歳入管理をしていただきたい。

講じた措置

パソコンで歳入データ等の管理を実施いたします。

5 下水道使用料の収入未済額について（上下水道課）

下水道使用料の収入未済額については、東京都へ収納委託をしているが、情報開示の関係もあり内容についてはアプローチしていないとの事であった。市としての業務であるとの認識をもち、内容把握のため都との調整努力をしていただきたい。

講じた措置

不納欠損については、上下水道課で個人名、件数、金額、欠損事由（不納欠損、時効欠損）等は把握できます。尚、不納欠損になるまでの、未済滞納データについてのリスト作成依頼については有料となり、他自治体において未納リストを購入した例があり、約 70 万円の費用負担となるようです。ただし、それは未納内容を確認する事のみであり、徴収権を市側に戻すものではありません。

6 下水道事業再評価業務委託について（上下水道課）

下水道事業再評価業務委託の平成 19 年度決算では、該当がなかったとのことで不用額となったが、平成 20 年度においても調整結果として、「狛江市の現状では下水道再評価業務は不要」との確認がなされたため事業中止となっている。予算化にあたり都との事前調整が出来ていないものと思われる。今後、予算計上では都との連携を綿密し確証を得る等、的確な情報収集に努めていただきたい。

講じた措置

事業再評価は、公共事業は国民からの税金を基に運営されており、事業実施に当たっては効率性および実施過程の透明性が求められています。下水道事業においても、事業採択後10年経過するごとにその事業を再評価するように義務づけられています。この事業再評価を行うことにより、納税者への説明責任を果たすとともに、以後の10年間の補助事業の担保を確保できることとなります。

狛江市の下水道事業再評価については、平成19年度に平成10年度の再評価から10年経過したことによる、再再評価が必要として、予算計上しましたが、10年間、国庫補助工事がなかったことにより、再再評価しなくても良いとのことで実施しませんでした。

また、平成20年度は、新しい事業である下水道緊急耐震事業を実施するにあたり、予算時期には、東京都に対して、再評価が必要か否かの判断を求めて予算計上しております。その後、下水道緊急耐震工事は維持工事であることから、必要なとの判断が示されましたので、実施いたしませんでした。

平成21年度の予算時期において、東京都の担当者より、平成22年度より合流改善事業を、国庫補助事業として実施するには、平成22年11月の国費要望の際、再評価の答申結果を添えて申請しないと国庫補助は受けられないと指導されましたので、再度、予算計上いたしました。

下水道事業の再評価は、これまでの下水道事業の費用効果分析と、新たに、これから実施する合流改善計画を含めた今後の計画を作成し、費用対効果を算出し、評価委員会に図り、継続の有無を答申していただくものです。